

收受印

整理番号

租税特別措置法第 87 条の 8 及び租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 8 の規定により下記のとおり申告します。

記

異動に係る営業場の
所在地及び名称

異動理由

※ 税務署処理欄	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）						
		☐ 済 ☐ 未済							

異動申告書(特例適用混和用) (CC1-5617) の記載要領

- 1 この申告書は、租税特別措置法87条の8第1項の規定の適用を受けている者（以下「特例適用者」といいます。）が次の事項に異動を生じた場合に提出してください。
 - (1) 特例適用者の住所、個人番号、氏名又は名称及び個人番号
 - (2) 特例適用混和の開始年月日
 - (3) 特例適用混和の休止期間

(注) 営業場を廃止した場合（他の場所への移転による廃止を含みます。）は、「特例適用混和の終了申告書」(CC1-5616)の提出が必要です。
- 2 申請・届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 3 ※印欄は記載しないでください。